

議案第 27 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

墨田区立ひきふねどんぐり公園	東京都墨田区京島一丁目 7 番 3 号
----------------	---------------------

別表第 3 1 土地の使用料の部中「905 円」を「942 円」に改め、同表 2 公園施設の使用料の部中「14,500 円」を「14,400 円」に改める。

別表第 4 中「1,340 円」を「1,377 円」に、「595 円」を「612 円」に、「993 円」を「1,020 円」に、「397 円」を「408 円」に、「601 円」を「721 円」に、「297 円」を「306 円」に、「462 円」を「510 円」に、「686 円」を「823 円」に、「7,920 円」を「8,160 円」に、「12,375 円」を「12,750 円」に、「33 円」を「34 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 3 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。

（提案理由）

京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業及び住宅市街地総合整備事業の実施により整備する公園を公の施設として設置するほか、固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い、公園の土地の使用料等の上限額を改定する必要がある。